

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	健康増進事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和7年11月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業事務
②事務の概要	・健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、保健指導、がん検診等の健康増進事業を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 健康増進法施行規則第4条の2第1号及び第3号から第6号までに定める事業
③システムの名称	①健康管理システム、②中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康診査台帳、がん検診台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第111の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健所 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	保健所健康増進課長 宇田川 ゆかり、保健所保健総務課長 笹山貴史	保健所健康増進課長 柴田 健治、保健所保健総務課長 笹山貴史	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成29年5月31日	I-5②所属長	保健所健康増進課長 柴田 健治、保健所保健総務課長 笹山貴史	保健所健康増進課長 柴田 健治、保健所保健総務課長 長田 克久	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたら
平成30年10月22日	I-5②所属長の役職名	保健所健康増進課長 柴田 健治、保健所保健総務課長 長田 克久	健康増進課長、保健総務課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更
令和2年6月23日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年3月8日	I-1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	I-4②法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 別表	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年3月8日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年3月8日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[ ]委託しない	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	IV-4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は		十分である	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和4年3月8日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	健康増進法の一部改正に伴う検診結果の情報連携開始
令和7年11月20日	新様式に更新	新様式に更新	新様式に更新	事後	新様式に更新
令和7年11月20日	I-1②事業の概要	健康増進法施行規則第4条の2第3号から第6号までに定める事業	健康増進法施行規則第4条の2第1号及び第3号から第6号までに定める事業	事後	事業の追加
令和7年11月20日	I-1③システムの名称	①健康管理システム、②統合宛名システム	①健康管理システム、②中間サーバー、統合宛名システム	事後	システムの追加
令和7年11月20日	I-3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	法令改正による。
令和7年11月20日	I-4②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 別表	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表139の項	事後	法令改正による。
令和7年11月20日	I-5①部署	保健所健康増進課、保健所保健総務課	保健所 健康増進課	事後	所管課の変更
令和7年11月20日	I-5②所属長の役職名	健康増進課長、保健総務課長	健康増進課長	事後	所管課の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月20日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正による
令和7年11月20日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	時点修正による
令和7年11月20日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	－	追加	事後	様式変更による追加
令和7年11月20日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	－	追加	事後	様式変更による追加